

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 13 年 8 月 24 日・東京都規則第 231 号

1 概要

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第28条第1項に規定する東京都自動車環境管理指針の策定（平成13年8月24日東京都告示第1060号）に伴い、同項に規定する自動車環境管理計画書の作成等に係る規定を定めるものである。

具体的には、次のとおりである。

- (1) 計画期間は、5年とする。（第16条第2項関係）
- (2) 計画書の提出時期は、特定事業者に該当する日から60日以内（次の計画期間の計画書は、当該計画期間の初年度の5月末日まで）とする。（第16条第3項関係）
- (3) 計画書の内容を変更した事項について記載した計画書の提出時期は、変更日から60日以内とする。（第16条第4項関係）
- (4) 前年度の実績報告書の提出時期は、5月末日とする。（第16条の2関係）
- (5) 自動車環境管理者の選任又は変更の届出は、選任日又は変更日から60日以内とする。（第16条の3関係）
- (6) 様式の制定
 - ア 自動車環境管理計画書（別記第6号様式の2）
 - イ 自動車環境管理計画書変更提出書（別記第6号様式の3）
 - ウ 自動車環境管理実績報告書（別記第6号様式の4）

エ 自動車環境管理者選任（変更）届出書（別記第6号様式の
5）

2 施行期日

公布の日（平成13年8月24日）

3 問い合わせ先

環境局自動車公害対策部規制課監察係

直通電話 03（5388）3511

都庁内線 42 - 921